

改正案	現行
<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(4)までに掲げる事項が記載された図書及び(5)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(2)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(5) (3) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(4)までに掲げる事項が記載された図書及び(5)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(2)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(5) (3) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>